

# 1

## 第1部

# 森林総合監理士 (フォレスター)

## 第1章

# 森林総合監理士(フォレスター)とは

## 1 森林・林業・木材産業政策の基本方向

我が国の森林は、国土の約3分の2を占め、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、文化の形成、木材等の物質生産等の多面的機能を有しており、国民生活に様々な恩恵をもたらす「緑の社会資本」です。それらの機能を持続的に発揮させていくためには、将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければなりません。

また、林業・木材産業は、就業機会の創出や定住促進等を通じて、地方の経済社会の維持・発展に寄与する極めて重要な産業です。しかし、その役割は、「産業」としてのそれにとどまるものではありません。林業生産活動を長期にわたり持続的に行うことにより、森林整備が適切になされ、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されます。そのような森林から生産された木材を利用することは、森林整備の促進のみならず、二酸化炭素の排出抑制及び炭素の貯蔵を通じて、循環型社会の実現に寄与するものです。

森林・林業・木材産業政策については、森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)に基づき、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展という基本理念の実現に向け、各般の施策を推進してきました。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとし、以下の5つの柱の施策に取り組むとしています。

- ①森林資源の適切な管理及び利用
  - 再造林や複層林化による森林資源の循環利用と、天然生林の保全管理や多様で健全な森林への誘導による国土強靱化
- ②「新しい林業」に向けた取組の展開
  - 新技術導入により伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開
  - 長期にわたる持続的な経営を実現する林業経営体の育成
- ③木材産業の競争力の強化
  - 外材等に対抗できる国産材製品の供給体制整備による国際競争力の向上
  - 中小地場工場等の地域における多様なニーズに応える多品目の製品供給による地場競争力の向上
- ④都市等における「第2の森林」づくり
  - 中高層建築物や非住宅分野等での新たな木材需要の獲得
  - 木材利用による温暖化防止の寄与
- ⑤新たな山村価値の創造
  - 森林サービス産業の育成
  - 山村地域の関係人口の拡大
  - 集落維持に向けた農林地の管理・利用など協働活動促進

## 2 森林総合監理士（フォレスター）の役割・活動内容

森林の整備・保全と林業・木材産業のグリーン成長は、法制度の改正や予算の拡充など「国」の取組だけで実現されるものではありません。森づくり構想の作成、地域の合意形成、構想の実現により「地域」に密着して進めていく必要があります。

### ①森づくり構想の作成

地域の森林をどのように整備・保全していくのか、林業や木材産業のグリーン成長をどのように進めていくのかについて、自然的・社会経済的条件を踏まえながら川上から川下にいたる総合的・長期的な視点に立った構想（マスタープラン）を描きます。

具体的な活動内容としては、森林面積や蓄積・施業履歴など森林資源に関する情報、保安林や水源地、野生鳥獣生息状況等生物多様性、レクリエーションなど公益的機能、関係する土地利用等に関する情報、路網整備や集約化の状況、木材産業からの要望など、地域の森林・林業に関する広範な情報や要望を収集・把握した上で、これらを踏まえた基本方針、森林の取り扱い、効率のかつ効果的な木材生産基盤となり得る路網計画を含む、森林の施業から木材の流通までを考慮した総合的な森づくりの全体像等を検討し、市町村森林整備計画に落とし込む（表現していく）こととなります。

### ②地域の合意形成

公平・公正・中立的な立場から、地域の森林・林業関係者（森林所有者、森林組合、素材生産業者、木材加工業者、行政機関等）や地域住民の間で構想について合意形成を図ります。

具体的な活動内容としては、市町村森林整備計画案についての説明会の開催や有識者への意見聴取等を通じ、関係者の関心を高めつつ、幅広い合意を形成していくこととなります。

### ③構想の実現

構想の実現に向け、制度や予算等を活用しながら具体的な取組を進めていきます。

具体的な活動内容としては、森林資源の保続と木材生産を盛り込んだ森林経営計画案や伐採・造林届が市町村森林整備計画に照らして適切かどうか、実際に適切な施業が実施されているかどうかについて現地確認や指導を行うほか、森林の整備、生物多様性の保全、路網整備と作業システムの改善による生産性の向上などの技術・知識に関する森林所有者等への指導、野生鳥獣被害対策等流域を越えた公益的機能保全対策に係る調整・指導、森林共同施業団地の適地検討等、民有林と国有林の連携、木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギー利用の推進と森林の適正利用等に関する指導・助言、地域の木材安定供給体制の確立や需要拡大に向けた川上から川下の林業・木材産業・建築業等の関係者間の連携・調整、情報共有、指導などを行うこととなります。

①～③のプロセスは、10年間の計画である市町村森林整備計画を単に作成すれば済むものではなく、当面の10年間になすべきことを計画し、課題の把握とその対策を先手先手で考えながら計画を実行し、5年間に実行した事項をレビューした上で、次の計画を改善していく継続的な取組が必要です。換言すれば、地域の森づくりという長期の時間軸の一部に責任感を持ちながら、森林を将来に引き継いでいくという観点が重要です。

これらは、本来、地域に最も密着した行政機関である市町村が担うべきものですが、森林・林業に関する専門知識や技術を持った職員が配置されている市町村は極めて限られているのが実態です。このため、森林・林業に関する専門知識・技術について一定の資質を有した人材（＝森林総合監理士）を育成し、市町村の森林・林業行政を支援することとしたところです。

森林総合監理士は、森林の整備・保全や林業の成長産業化の必要性やその中での森林総合監理士制度の果たす役割について市町村の理解を得つつ、地域の森林・林業の牽引者（リーダー）として、①森づくり構想の作成、②地域の合意形成、③構想の実現について市町村を支援する（地域の実態

によっては森林総合監理士が構想の作成から実現までを実質的に実施することになります。

その他、森林経営計画の作成・認定、施業技術や木材利用の指導、森林環境譲与税の活用支援等、森林総合監理士に期待される役割は多岐にわたります。

## 3 森林総合監理士（フォレスター）の制度的位置付け

### (1) 森林計画制度との関係

これまで述べてきた森林総合監理士の役割・活動内容を市町村森林整備計画の策定や森林経営計画の認定・実行監理という面から整理すると、次の通りです。

#### ア 市町村森林整備計画の作成・変更に関する活動

- ①市町村森林整備計画の作成等に必要となる森林資源の状況、その他の情報の収集・整理
- ②市町村森林整備計画の各計画事項についての案の作成
- ③市町村森林整備計画の案についての関係者への説明と合意形成

#### イ 市町村森林整備計画の達成のために行う活動

- ①森林経営計画を作成しようとする森林所有者等に対する指導・助言
- ②森林経営計画の認定
- ③森林施業等の実施状況の把握
- ④必要な施業の指導・助言等

これらの活動は、森林計画制度上は市町村の権限とされていますが、平成23(2011)年の森林法改正に以下の3点が盛り込まれ、都道府県の林業普及指導員や国の職員等が森林総合監理士として技術的に支援することが法的に明確化されました。

- ①市町村森林整備計画の案の作成にあたり、森林及び林業に関し学識経験を有する者からの意見聴取を義務付け（森林法第10条の5第6項）（「市町村森林整備計画制度等の運用について」（平成3年7月25日付け3林野計第305号林野庁長官通知）で学識経験者の中に森林総合監理士を含む林業普及指導員等が含まれる旨を規定）。
- ②市町村が市町村森林整備計画の作成・達成のために必要な技術的援助等の協力を求めることができる相手として、森林管理局長に加えて都道府県知事を追加（森林法第10条の12）（「市町村森林整備計画制度等の運用について」及び「森林経営計画制度運営要領」（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）で、関係森林管理局長と連携しつつ、森林総合監理士等が主体となった林業普及指導事業の活用等による積極的な協力を図る旨を規定）。
- ③都道府県知事が市町村の求めに応じて行う技術的援助等の協力のうち専門的な技術・知識を必要とするものを林業普及指導員の業務として追加（森林法第187条）。

このほか、森林総合監理士は、市町村が市町村森林整備計画の策定・変更に際して都道府県へ協議を行う機会（森林法第10条の5第9項）や森林管理局に対して意見聴取を行う機会（森林法第10条の5第8項）に市町村へ必要な指導を行うことが期待されています。

### (2) 林業普及指導事業との関係

林業普及指導事業における普及指導活動は、かつては、森林所有者等に対する林業技術・知識の普及や森林施業に関する指導という「点」としての活動に主眼を置いていました。しかし、今日の林業普及指導事業では、上記に記した①森づくり構想の作成、②地域の合意形成、③構想の実現という、地域の森林を「面」的に捉えた活動に主軸を移しています。つまり、地域や森林所有者の森

林経営を支援する存在であった林業普及指導員に新たに加えられた使命として、各地域で森林の整備・保全や林業の成長産業化等グリーン成長に向けた、総合的かつ幅広い知識・技術・経験が求められる森林総合監理士として活動していくことが求められます。

また、林業普及指導運営方針（令和4年3月24日付け3林整研第324号林野庁長官通知）において、普及指導活動のうち「地域の森林の整備・保全や林業の成長産業化に向けた構想の作成への協力」及び「地域の森林の整備・保全等の構想の実現に必要な活動の展開」の業務については、森林総合監理士に登録された林業普及指導員が主体となって市町村や森林施業プランナー、森林管理署等と連携して取り組むこととするなど、森林総合監理士である林業普及指導員の位置づけが明確化されています。

### ③ 森林総合監理士の試験と登録・公開

森林総合監理士の位置づけを明確にするため、林野庁では、平成25（2013）年4月に「森林法施行規則」及び「林業普及指導員資格試験実施要領」を改正し、林業普及指導員資格試験に新たに「地域森林総合監理」の試験区分を設けました。

受験に当たっては、一定期間以上の実務経験を求めた上で、この試験により地域の森林づくりに係る構想の作成・実現の指導に必要な資質等の確認が行われます。

林業普及指導員資格試験の「地域森林総合監理」区分の試験は、「林業一般」区分の試験科目である「一般基礎」と「専門」及び「口述（面接）」に加えて、森林経営等の個別分野を横断した総合的で基礎的な知識である「総合専門（適正）」と、森林経営等の個別分野を横断した総合的知識及び地域全体の森林づくりや木材生産の構想を提示し、その実現に向けた課題解決能力である「総合専門（課題解決）」並びに技術体験論文に基づく「口述（面接）」について試験し、その合格者を市町村、地域の林業関係者等への技術的支援を的確に実施する者（森林総合監理士）として登録します。

このため、林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分合格者が市町村等に対し、森林・林業に係る技術的支援等を円滑に行えるよう、国が新たに、森林総合監理士の登録・公開の運用を開始し、その存在を公にし、市町村や地域の林業関係者への理解・浸透を図ることとしています。

## コラム

## 森林総合監理士（フォレスター）になぜ継続教育が必要か

森林総合監理士は、平成26（2014）年度に登録が開始され、森林・林業の技術者として、地域の森林・林業・木材産業を活性化し、持続可能な森林経営を牽引していくことが期待されています。

森林・林業をめぐるのは、カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を目指しながら、最近の異常気象による山地被害の頻発や山村地域の人口減少による産業の停滞にも対応していくことが求められています。例えば、ICTによる林況把握、路網計画の作成、効率的な作業システムの導入、建築材需要の変化、川上から川下への直送体制の拡大、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスへの注目など、林業という産業そのものが大きく変化を遂げつつあります。他方、二酸化炭素吸収源や森林セラピー、森林環境教育、レクリエーションなど、市民が森林に求めるニーズも多様化しています。森林総合監理士は、このように森林を取り巻く社会環境が多様化・複雑化する中で、技術者として、科学的な知見と関係者間での合意形成に基づいて、地域の持続可能な森林経営を牽引していくことが期待されているのです。

このように森林総合監理士に寄せられる期待は大きいことから、林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理区分に合格した後も、業務経験を蓄積する中で自らの能力と技術を一層高めて、社会の期待により応えていくことが求められています。つまり、試験合格は森林総合監理士のゴールではなくスタートなのです。森林総合監理士の登録に有効期限はありませんが、次のような点から継続教育が必要とされています。

## (1) 技術者としての信頼性の担保

森林総合監理士は技術者として地域の森林管理を牽引する存在です。そのためには、都道府県や市町村といった行政機関、川上の林業事業者や森林組合から、川下の事業者や地域住民などさまざまな立場の人たちにとって、信頼できる存在でなくてはなりません。さらに、森林の公共性の担い手として、業務の遂行を通じて、社会福祉の達成を図らなければなりません。そのため、的確な判断やコミュニケーション、マネジメントができるよう、常に自らの能力・技術の維持向上を図ることが求められます。

## (2) 社会の変化への対応

森林を取り巻く社会的環境、市民の森林に対するニーズ、国際的な動向などは常に変化しています。また森林を管理する技術者への要請も同様に時代につれて変化するものです。森林総合監理士は、このような変化を常に注視し、柔軟に対応することが求められます。

## (3) 技術の進歩への対応と貢献

森林を管理する技術は、他の科学技術と同様、時代につれて進歩するものです。森林総合監理士は技術者として、その進歩に対応するだけでなく、自らの現場での成果を還元することで、技術の進歩を推進することが求められます。

## (4) 森林の多様性への適応

我が国は東西南北に広がる列島からなり、国内には多様な森林環境が存在します。都道府県等の一定の行政区画内の森林環境も多様であり、ある地域における森林総合監理士の業務経験が、他の地域でそのまま応用できるとは限りません。森林総合監理士は、森林の多様性を十分に理解し、地域の森林環境に応じて適切に対応できることが求められます。

## 第2章

# 森林総合監理士（フォレスター）に求められる能力・活動体制

## 1 森林総合監理士に求められる能力

森林総合監理士が、①森づくり構想の作成、②地域の合意形成、③構想の実現について、市町村を支援していくという役割・活動内容を十全に果たしていくためには、以下に示すような知識・能力を前提として、これらの技術を現場で統合しながら活用していくことが必要となります。

### ①技術力

森林の機能の発揮の評価やこれに基づく目標林型や施業の選択など森林を科学的に評価する能力、木材の流通・販売の動向を踏まえた木材の生産目標の選択、これに向けた路網や作業システムの選択・運用など循環的な木材生産の戦略を描ける能力

### ②構想力

森林の科学的な評価、循環的な木材生産の戦略を統合・調和させて、地域の森林・林業の構想を描いていく能力

### ③合意形成力

地域の森林・林業のビジョンについて地域の関係者の合意を形成していくための森林づくりに対する熱意、行動力、コミュニケーション能力

これらの能力を理解・認識・思考できるよう本テキストを作成しています。

しかし、単にテキストを読んだだけで十分な能力が培われるものではありません。日頃の業務を通じて経験を積んで実力をつけることや、技術者同士の交流等を通じた自己啓発を通じ、自ら日々成長していくという心構えを持つことが重要です。また、森林・林業に関する最新の専門的知識・技術を磨き、一個の独立した林業技術者として自分なりの森林づくりについての考え方（哲学）を創り上げていくという自覚を持つことも必要です。

森林総合監理士を目指す皆さんは、地域の森林・林業を牽引していく者としての主体性と責任感を持って本テキストを学習してください。

## 2 都道府県職員の森林総合監理士と 国有林職員の森林総合監理士の連携

森林総合監理士の主要な担い手と想定される都道府県職員（林業普及指導員）の森林総合監理士と国有林職員の森林総合監理士は、各地域において緊密に連携を図って活動することが望まれます。その際の役割分担は次のような考え方が基本となります。

①森林計画制度において、都道府県の策定する地域森林計画に適合して市町村森林整備計画を作成することとなっていることを踏まえ、市町村への行政上の指導は都道府県の森林総合監理士が主

体的に行う。また、この際には、森林計画や造林・林道等の担当者と連携する。

- ②国有林の森林総合監理士は、国有林が蓄積してきた施業技術や路網作設技術、木材販売に関する知見や情報を基に、市町村の森林・林業行政等に対する技術支援を行う。
- ③計画に基づく実際の事業実行に当たっては、都道府県と森林管理局・署が連絡を密に取りつつ、それぞれの知見を発揮して連携・協力する。

これらの支援を実施していく際には、例えば、都道府県の森林総合監理士、その他の都道府県職員、国有林職員の森林総合監理士等により構築されるチームを設置するなど、支援体制を整え、柔軟に対応することが必要です。

都道府県職員の森林総合監理士と、国有林職員の森林総合監理士とが連携した市町村支援等を推進していくため、令和4（2022）年3月に制定された林業普及指導事業運営方針を踏まえて、同年3月、「国有林における森林総合監理士等による市町村への協力の推進について」（林野庁長官通知）が一部改正されました。

## コラム

### 豊後大野市森林・林業活性化推進チームの取組

大分森林管理署では、市内に国有林野が多く存在し、近年、地域の木材流通が大きく変化しつつある豊後大野市の支援に積極的に取り組んでいる。令和3年度は、森林経営管理制度により森林所有者の委託を受けて豊後大野市が森林整備を実施した箇所で開催した。検討会では、経営管理実施権の設定を想定し、林業経営者による森林整備の実施の際の課題解決に向けて、豊後大野市、大分県・国の森林総合監理士等で構成される豊後大野市森林・林業活性化推進チームで意見交換を行った。また、傾斜に応じて配置した森林作業道のモデル箇所を活用し、同署から民有林関係者に対して、効率的な森林整備に向けた路線計画の作成や路網の作設方法の普及に努めた。

## 3 市町村職員の森林総合監理士、民間の森林総合監理士

森林総合監理士には都道府県や国有林の職員が多くを占めていますが、市町村森林整備計画作成や森林経営計画認定等に、市町村が自ら取り組むことができるよう、林野庁が実施する森林総合監理士育成研修においては、市町村職員も研修の対象とするなど、市町村における森林総合監理士の登録を推進しているところです。

また、都道府県、国有林、市町村の職員以外に、地域の経験豊富な民間の技術者も森林総合監理士として登録し、活動することが期待されています。森林を重要な資源、林業を基幹的な産業として位置づけている市町村が民間の森林総合監理士と委託契約等を締結し技術的支援等を受けることも想定されることから、市町村に対し、森林総合監理士の登録について周知を図っていくこととしています。

## 4 各市町村における体制、森林施業プランナー等との連携

市町村森林整備計画の作成をはじめ、森林総合監理士の関わる活動内容は、本来、森林法に規定された市町村の業務です。このため自前の森林総合監理士を有しない市町村においては、森林・林業に関する担当者を明確にした上で、森林総合監理士等と連携して森林・林業行政を実施する仕組みをつくるのが重要です。

また、森林施業プランナーは、これまで事業者の立場から地域の森林所有者の森林を取りまとめ、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示しながら施業実施の合意形成を図るといった施業集約化の推進役として、また森林経営計画の作成やそれに基づく施業の実行監理を担う技術者として育成及び認定が進められてきました。

このため、森林経営計画を作成・実行する森林施業プランナーと、その認定支援を行う森林総合監理士は、計画の構想段階から実行段階において日頃から情報交換を行うなど密接に連携していくことが必要です（図1-1）。

令和2（2020）年度からは、経験を積んだ認定森林施業プランナーを中心に、木材の有利販売、事業者間の事業連携や再造林の推進など、これからの経営を担う経営者層の人材として、森林経営プランナーの育成が開始されました。

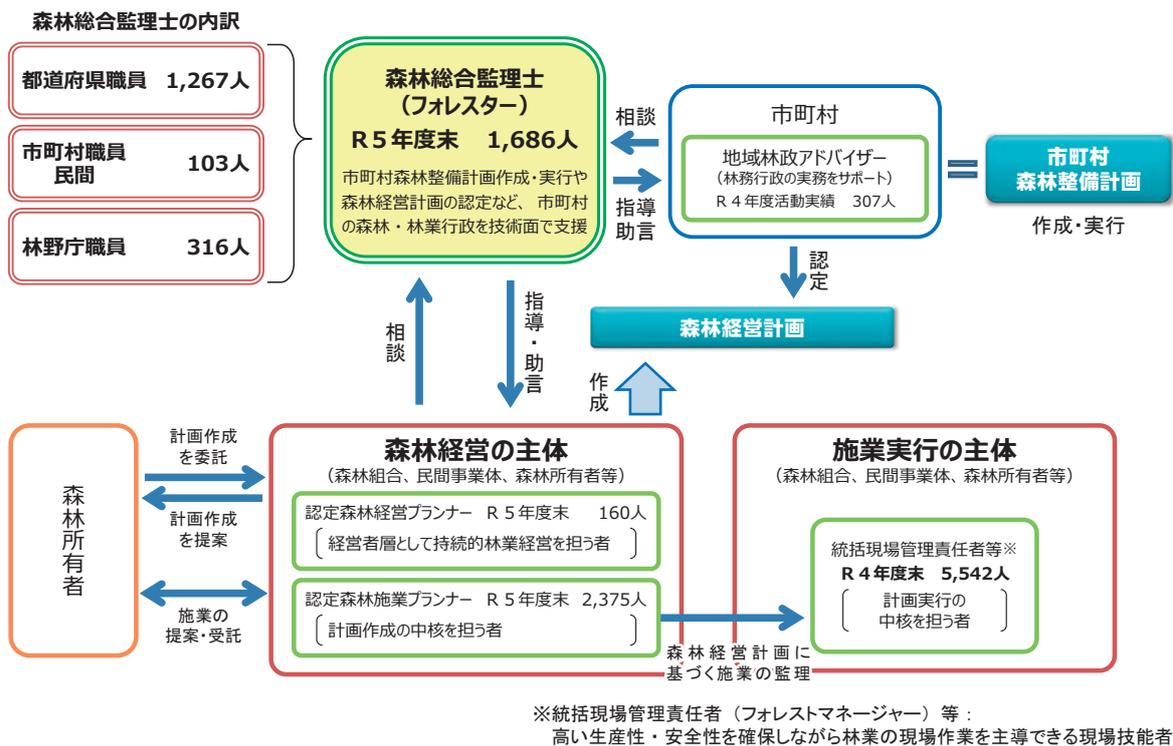


図1-1 森林総合監理士等各人材の役割

## (第1部のまとめ)

「第1部」で述べた森林総合監理士の登録の仕組みや役割、心構え等については、平成22(2010)年度の林野庁補助事業「人材育成の充実・強化に向けた調査事業(林業経営者育成確保事業)」において作成された「フォレスターを目指す人へ」と題された文書において簡潔に整理されておりますので、参考にしてください。

### コラム

#### フォレスターを目指す人へ

##### ◆フォレスターを目指す人へのメッセージ

フォレスターは、持続可能な森林経営を基礎とした計画的な林業生産等の実現のために、技術的な指導・支援を行う人材で、今後の日本の森林・林業再生の中核的な存在である。

これまでの日本の林業では、森林施業の計画や実施に関する決定は、森林所有者(林家)自身が林業普及指導員から助言を受けるなどしながら行ってきた。つまり、林業普及指導員はこれまでも個別林家ならびに地域の森林の取り扱い、林業振興にかかわることを職務としてきており、そのために必要な森林・林業のさまざまな知識を修得し、地域ならびに森林所有者の森林経営を支援する存在であった。

一方、新たに制度化されたフォレスターには、従来の林業普及指導員の役割であった森林所有者に対する支援に加えて、市町村単位で目指す森林の姿とその区分、取扱いについて市町村森林整備計画の策定を通じて提示することが求められている。ここで提示される森林の将来像は、森林所有者等の行う森林施業の規範、森林経営計画の認定基準および、森林整備の合理化のための条件整備を進める上での指針に関係し、長期にわたり地域の森林の施業や管理、木材の安定供給にも影響を及ぼすものである。

同時にフォレスターには、自身もつ森林・林業の知識や技術を駆使して、市町村ならびにその地域の関係者との合意形成の中心となる存在となることが求められている。したがって今まで以上に、利害関係者に対する調整や説得に必要なコミュニケーション能力や、さらに実践的な森林・林業に関する能力を有することが必要となる。加えて、森林・林業に対する社会的な要請が多様化する中で、生物多様性、木材需要・流通等の新たな技術や知識、事情収集のすべを身に付けることも求められている。

以上から、フォレスターを目指す人たちには、いままで培った森林・林業の知識、技術を基礎としつつ、さらに幅広い知識や技術を習得し、それらを統合し実践的に応用して、地域の森林・林業像を確信を持って提示できるように研鑽することを期待する。

##### ◆解題

##### ○いままでの林業普及指導員との違い

フォレスターは、個別の林家に対する技術指導だけではなく、市町村森林整備計画等の計画策定の中核を担う技術者である。フォレスターの技術的な意見が計画決定の基本となるため、一定の区域(市町村)を単位とした実効性のある計画(マスタープランとしての市町村森林整備計画)の作成に当たって、専門技術者として指導および支援を行うことが求められている。『人材育成マスタープラン(平成22年11月発表)』では、このようなフォレスターの職務を「地域の森づくりの全体像を描く」と表している。

### ○求められる職務内容

フォレスターの主な職務として、市町村の森林に対して適切なゾーニングを行い、目標とする森林に到達するための取り扱いの方針を示すことが求められる。具体的には、計画期間において、保護の対象となる森林に対しては保護に必要な手段や施設を描き、生産の対象となる森林に対しては施業の方針と計画期間における到達目標を示すことが必要である。その際、技術者として責任と自信をもって、地域森林の目標林型を提示できなくてはならない。同時に、利害関係が発生する中でその調整や問題解決の支援に当たりつつ、強い意志を持って、市町村森林整備の計画を決断しなければならない。特に市町村森林整備計画の内容は森林経営計画と深く関係するため、森林施業プランナーとの協働は重要である。

### ○留意事項

上述のようにフォレスターには、強い意志と責任、自信を持って市町村森林整備の計画と実行にあたることが求められている。

しかしながら、地域の森林・林業をとりまく事象は日々変化するものであり、どのような技術者であっても完璧な計画を立てることはできないことに留意し、それぞれの時点で最良のものを目指して計画立案にあたることが望ましい。

また、責任を持って地域を担当しようとするあまり、フォレスターが1人で問題を抱え込むことや頼れる存在がなく孤独に陥ることの危険も予想される。そこで、フォレスターの職務遂行に当たっては、フォレスターが相互に連携し扶助することが重要である。なお、フォレスターが具体的に職務を行うために必要な能力については、「フォレスターの職務分析」に要素として可視化されているので、それを参考に自己の能力の研鑽に努めることを期待したい。ただし、単に必要な要素に取り組む能力があっても、それだけでは役割を果たすことはできず、それらを統合して発揮することが必要であることに留意されたい。

